

# ○海士町個人情報保護条例

(平成18年3月27日海士町条例第3号)

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 実施機関が保有する個人情報の保護
  - 第1節 個人情報の適正な取扱いの確保（第4条—第11条）
  - 第2節 個人情報の開示等（第12条—第36条）
- 第3章 個人情報保護審議会（第37条）
- 第4章 雜則（第38条—第42条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、町が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、自己に関する個人情報の開示及び訂正等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で適正な町政の推進に資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 実施機関 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 公文書 海士町情報公開条例（平成13年海士町条例第11号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書をいう。
- (4) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。

#### （実施機関の責務等）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、その職務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### 第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

#### 第1節 個人情報の適正な取扱いの確保

##### （個人情報取扱事務の届出）

第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務を除く。以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の記録の内容
- (4) 個人情報の記録の対象者

(5) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ないとときは、個人情報取扱事務が開始され、又は変更された日以後において、当該届出をすることができる。
- 3 実施機関は、前2項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、その旨を町長に届け出なければならない。
- 4 町長は、前3項の規定による届出を受けたときは、これを一般の閲覧に供するものとする。
- 5 前各項の規定は、町の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

(収集の制限)

第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。

(2) 前号に定めるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等の規定に基づくとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、心神喪失等の理由により、本人から収集することができないとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。

(7) 他の実施機関から第7条第1項各号に掲げる個人情報の提供を受けるとき。

(8) 前各号に定めるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

- 4 実施機関は、第2項第2号又は前項第8号の規定により個人情報を収集するときは、あらかじめ第37条第1項の海士町個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

(適正な維持管理)

第6条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 実施機関は、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに、破棄し、又は消去しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、収集したときの個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第5号の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、あらかじめ海士町個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

(オンライン結合による提供の制限)

第8条 実施機関は、実施機関以外のものに対してオンライン結合（通信回線を用いて電子計算機その他の機器を結合し、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが入手し得る状態にする方法をいう。）による個人情報の提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第2号の規定により、オンライン結合による個人情報の提供をするときは、あらかじめ海士町個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

(提供先に対する措置等)

第9条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、当該提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(委託に伴う措置)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。  
(受託者の責務等)

第11条 個人情報取扱事務の委託を受けたものは、前条の個人情報を保護するために講ぜられた必要な措置に従うとともに、自らも個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

## 第2節 個人情報の開示等

(開示請求権)

第12条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書に記録された自己に関する個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 次に掲げる者は、前項の開示請求を本人に代わってすることができる。ただし、本人が当該開示請求に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

- (1) 親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人（以下「親権者等」という。）
- (2) 保佐人、補助人又は任意後見人（当該開示請求が家庭裁判所の審判又は任意後見契約により付与されている代理権の範囲内であるものに限る。以下「保佐人等」という。）

(開示請求の手続)

第13条 前条の規定により開示請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所
  - (2) 親権者等又は保佐人等が開示請求をする場合にあっては、本人の氏名及び住所
  - (3) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
  - (4) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項
- 2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその親権者等若しくは保佐人等であること（保佐人等にあっては、当該開示請求が付与されている代理権の範囲内であることを含む。）を証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- （個人情報の開示義務等）
- 第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。
- (1) 法令等の規定又は実施機関が法令上従う義務を負う国等（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の機関の指示により、本人に開示することができない情報
  - (2) 開示請求者（当該開示請求者が親権者等又は保佐人等の場合は、本人。以下この号において同じ。）以外の者の個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の権利利益を害するおそれがあるもの
  - (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - (4) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - (5) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
  - (6) 町の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
  - (7) 町の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの
    - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正当な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 町、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (8) 親権者又は未成年後見人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められる情報

(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分を開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(存否に関する情報)

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨（一部を開示しないときは、その理由を含む。）及び開示の実施に關し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定（前条の規定により開示請求を拒否する旨の決定及び開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定を除く。）をした場合において、当該個人情報の全部又は一部についての開示が可能となる時期が明らかであるときは、その旨を前2項の規定による書面に付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第18条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出機会の付与等)

第19条 開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第33条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定した旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第20条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示決定に係る個人情報の開示をするものとする。

2 個人情報の開示は、個人情報が記録された公文書の当該個人情報に係る部分につき、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、当該個人情報が記録された公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

4 第13条第2項の規定は、第1項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

（開示手続の特例）

第21条 実施機関があらかじめ定める個人情報については、第13条第1項の規定にかかわらず、当該実施機関が定める簡易な方法により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示請求があったときは、第17条から前条までの規定にかかわらず、当該実施機関が定める方法により、速やかに、当該個人情報を開示するものとする。

（費用負担）

第22条 この条例の規定により公文書（これを複写したものを含む。）の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（訂正請求権）

第23条 第20条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正（追加及び抹消を含む。以下同じ。）の請求をすることができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

（訂正請求の手続）

第24条 前条の規定により訂正請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所
- (2) 親権者等又は保佐人等が訂正請求をする場合にあっては、本人の氏名及び住所
- (3) 訂正に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (4) 訂正を求める内容
- (5) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 前項に規定する訂正請求をする者は、訂正を求める内容が事実に合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 第13条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

#### (訂正請求に対する措置)

第25条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨（一部を訂正しないときは、その理由を含む。）を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、当該訂正請求に係る個人情報の訂正をするものとする。

3 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないときは、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

#### (訂正請求に対する決定等の期限)

第26条 前条第1項及び第3項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第24条第3項において準用する第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

#### (削除請求権)

第27条 第20条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が第5条の規定に違反して収集されたと認める者は、実施機関に対し、その削除の請求をすることができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定による削除の請求（以下「削除請求」という。）について準用する。

#### (削除請求の手続)

第28条 前条の規定により削除請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「削除請求書」という。）を提出しなければならない。

(1) 削除請求をする者の氏名及び住所

(2) 親権者等又は保佐人等が削除請求をする場合にあっては、本人の氏名及び住所

(3) 削除請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(4) 削除を求める理由

(5) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 第13条第2項及び第3項の規定は、削除請求について準用する。

#### (削除請求に対する措置等)

第29条 第25条及び第26条の規定は、削除請求があった場合について準用する。

#### (中止請求権)

第30条 第20条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が第7条の規定に違反して利用され、又は提供されたと認める者は、実施機関に対し、その中止の請求をすることができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定による中止の請求（以下「中止請求」という。）について準用する。

#### (中止請求の手続)

第31条 前条の規定により中止請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「中止請求書」という。）を提出しなければならない。

(1) 中止請求をする者の氏名及び住所

- (2) 親権者等又は保佐人等が中止請求をする場合にあっては、本人の氏名及び住所
- (3) 中止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (4) 中止を求める理由
- (5) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 第13条第2項及び第3項の規定は、中止請求について準用する。

（中止請求に対する措置等）

第32条 第25条及び第26条の規定は、中止請求があった場合について準用する。

（審査会への諮問）

第33条 開示決定等、訂正決定等、第29条において準用する第25条第1項及び第3項の決定（以下「削除決定等」という。）又は前条において準用する第25条第1項及び第3項の決定（以下「中止決定等」という。）について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立ての審理を行う処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、第35条第1項の海士町個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。  
ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求に係る個人情報を当該訂正請求と同一の内容で訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報を訂正請求と同一の内容で訂正することとするとき。
- (4) 決定で、不服申立てに係る削除決定等（削除請求に係る個人情報の全部を削除する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を削除することとするとき。
- (5) 決定で、不服申立てに係る中止決定等（中止請求に係る個人情報の全部の利用又は提供を中止する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の利用又は提供を中止することとするとき。

2 前項の規定により諮問をした審査庁又は処分庁（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 不服申立て人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。）  
(不服申立てに対する裁決又は決定)

第34条 諮問庁は、前条の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、遅滞なく、当該不服申立てに対する裁決又は決定をするものとする。

2 第19条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### (海士町個人情報保護審査会)

第35条 第33条第1項に規定する諮問に応じて審議を行うため、海士町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員は、情報公開条例第21条に規定する海士町情報公開審査会の委員をもって充てる。

3 審査会の委員の任期は、海士町情報公開審査会委員の任期による。

4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

#### (調査権限等)

第36条 審査会の調査権限、意見の陳述、意見書等の提出、提出資料の閲覧、審査会の会議の非公開及び答申書の送付については、情報公開条例第22条から第27条までの規定の例による。

### 第3章 個人情報保護審議会

#### (個人情報保護審議会)

第37条 この条例によりその権限に属された事項の審議を行うため、海士町個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する審議のほか、個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 審議会は、委員5人以内をもって組織し、委員は、学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから町長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 雜則

#### (苦情の申出)

第38条 実施機関は、当該実施機関の個人情報の取扱いに関する苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

#### (出資法人の措置)

第39条 町が出資その他財政支援を行う法人等に対しては、この条例の趣旨にのっとり、その保有する個人情報を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (運用状況の公表)

第40条 町長は、毎年1回この条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

#### (他の制度との調整等)

第41条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報

(2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報

- (3) 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の収集によって得られた個人情報
  - (4) 町の施設又は機関において、町民の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物等に記録された個人情報
- 2 他の法令等（情報公開条例を除く。）の定めるところにより、自己に関する個人情報の閲覧、縦覧又は写しの交付を受けることができる場合は、第12条から第22条までの規定は、適用しない。
- 3 他の法令等の定めるところにより、自己に関する個人情報の訂正、削除又はその利用の中止をすることができる場合は、第23条から第32条までの規定は、適用しない。
- 4 他の法令等の定めるところにより、自己に関する個人情報を閲覧、縦覧又は写しの交付を受けた場合は、第23条第1項、第27条第1項及び第30条第1項の規定の適用については、開示を受けたものとみなす。

（委任）

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
(海士町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)
- 2 海士町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例（平成11年海士町条例第16号）は、廃止する。